

# 各支部活動報告

## 1. 前橋(岡 努)

前橋支部の主な受注先は、前橋土木事務所である。令和2年度の受託件数は、前年度並みの件数であり、社会資本総合整備用地事業に関する所有権移転登記が主な案件であった。

事件数は少ないが、各会員への配分については公平になるよう配慮して行った。

今年度も前橋土木事務所等受注先と良好な関係を維持しながら、受託の増加に努めたい。

## 2. 伊勢崎・佐波(細谷康夫)

伊勢崎・佐波支部では、同支部の司法書士と土地家屋調査士の公共嘱託社員で構成される伊勢崎佐波公共嘱託登記受託団として活動している。

受託事件の大部分は、伊勢崎土木事務所からのものであり、これらの事件は、同事務所の職員が構成員名簿に基づき順次依頼している。

その他直接に受託団あての依頼がある場合には、司法書士分については、受託団の副団長である当職が各団員に順次依頼することになっているが、今年度も依頼はなかった。

今後新型コロナウイルスの感染状況が不透明であるが、受注先と良好な関係を維持しつつ、受託に繋がるよう努力していきたい。

## 3. 桐 生(川井孝之)

桐生支部の主な受注先は桐生土木事務所である。今年度は前年度同様、道路用地のほか河川・砂防用地買収事業などに関して所有権移転登記を行った。

社員への分配は桐生土木事務所が社員名簿登載順に適宜行っている。

桐生土木事務所等と引き続き良好な関係を保ち、今後も安定した受注を目指したい。

## 4. 太 田(佐藤真人)

令和2年2月1日から令和3年1月末日までの総受託件数は、前年度と同数の167件であった。なお、すべて太田市役所建築指導課からの依頼である。

## 5. 高 崎（脇野孝一）

前年同様、高崎土木事務所からの受注が主であった。案件数は211件で昨年とほぼ同数である。多くの案件は土木事務所⇒土地家屋調査士⇒司法書士という依頼の流れになっており、依然として司法書士への直接の依頼件数は多くない。

## 6. 藤岡・多野（石原広秋）

公共嘱託登記は、継続的な受注先としては藤岡土木事務所であり、本年度は、防災・災害復旧事業に伴う嘱託登記を主に受託した。

受託件数は、前年度が7割強の大幅な減少であったため、本年度は2倍以上の増加となったものの、数年前と比較すると減少傾向が継続しているようである。

社員への配分は、藤岡土木事務所に受託者名簿を提出し、土木事務所の担当者に公平な配分となるように依頼している。

## 7. 富岡・甘楽（清水博文）

公共嘱託登記は今年度も主に富岡土木事務所からの受注でした。受注件数としては、前年度よりやや減少した。

富岡土木事務所からは、令和3年2月末日現在で、富岡市においては道路事業が34件、河川事業が12件小計46件。下仁田町においては道路事業が21件、砂防事業が24件で小計45件。南牧村においては道路事業が10件で小計10件、甘楽町においては道路事業が22件で小計22件。総合計123件の受注を受けた。

これまでと同様、受注先と良好な関係を維持し、受託につながるよう努力したい。

## 8. 安 中（松岡将之）

前年同様、安中土木事務所からの受託が主である。

令和2年度受託件数は、80件で、会員への配分は、土木事務所の職員が名簿に基づき順次委託している。この内訳は、西毛広域幹線道の関係と、その他一般の道路整備事業であった。

西毛広域幹線道の事業については、数年継続される見込みである。

## 9. 利根・沼田（藤井禎之）

公共嘱託登記は今年度も主に沼田土木事務所からの受注でした。

今年度は沼田土木事務所から所有権移転登記等を合計145件受注しており、前年度と比較して16件増加した。主な案件は、社会資本総合整備事業、道路改築事業及び砂防事業でした。

これまでと同様に、沼田土木事務所等受注先と良好な関係を維持できるように努めたい。

#### 10. 吾妻(高山 東)

毎年、中之条土木事務所と上信自動車道建設事務所からの依頼が主であり、同事務所の職員が各会員に直接依頼する方法をとっているが、できるだけ各会員に公平に依頼するようお願いしている。

なお、受託件数を完全に把握できていないが、前年とほぼ同数のようである。

#### 11. 渋川・北群馬(吉原亜矢)

本年度も主な受託先は渋川土木事務所だった。また、中部農業事務所からも数件受託があった。

受託件数は、昨年並みであった。

主な事業は、社会資本総合整備事業及び南新井前橋線の道路改築事業に関連するものだった。

受託方法は、委託先からまたは分筆等を行った土地家屋調査士から役員へ受託依頼がなされ、役員が名簿の順序どおりに各社員に配分を行う方式をとっている。

#### 12. 館林・邑楽(松本貴之)

支部では正確な件数は把握しておりません。土地家屋調査士の先生と土木事務所との打ち合わせが中心のようです。

司法書士に依頼が来る内容は、ほとんどが、道路拡張で分筆してからの所有権移転の内容です。

土地家屋調査士の先生と土木事務所との打ち合わせの段階で所有権移転を依頼する司法士が指定されることが多いようです。

長い間このやり方でやっているようです。支部として積極的にかかわることは少ない現状です。